

陳 情 文 書 表

| | |
|-------------------|---|
| 受 理 番 号 | 陳 情 第 2 3 号 |
| 件 名 | 公民館使用料の有料化中止を求めることについて |
| 要 旨 | <p>市長は、9月議会で公民館使用料の有料化を提案しましたが、市議会では反対や問題があるとして継続審査になりました。これは、「有料化は困る」「会の存亡にかかわる」という市民の怒りと切実な声大きい世論になったからにほかなりません。</p> <p>現在、新潟市内の公民館は14館が無料、4館が実質無料、有料は6館。制度統一と言うならば、75%の無料に合わせるべきです。合併後何もよいことがないと多くの声が聞かれる中、減免措置をつくるのではなく、すべてを無料にし、合併してよかったと言われる新潟市にするべきです。</p> <p>公民館利用は利益を上げる事業には当たらないため、受益者負担を当てはめるのはおかしいことです。受益者負担の考え方を押しなべて当てはめるならば、地方自治の存在意義がなくなってくるのではないのでしょうか。</p> <p>「そもそも公民館は必要か」という発言をする人たちは、社会教育法でうたわれている事業、目的も理解しているとは言えません。このような考えを取り入れることなく、市民のだれもが無料で利用できるよう、すべての公民館を無料にすることを強く要望します。</p> <p>公民館と市民の連携と協力のもとで、利用者は高齢者から子育て世代まで年齢層も幅広く、その活動内容も多種多様な分野にわたり、生きがいや楽しみを感じながら、生き生きと社会参加をしています。有料化されれば、活動を継続していくことが困難になる利用者とならぬ利用者を生み出し、格差をつくり出すことにもなります。また、社会教育活動も狭めていきます。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p> |
| 付 託 年月日 委員会 | 平成 23 年 12 月 1 日 文教経済常任委員会 |
| 受 理 | 平成 23 年 11 月 22 日 第 4 4 2 号 |

陳情第23号

社会教育法第 20 条の目的は自治体が責任を持って公民館の設置，専門の職員の配置を義務づけています。有料化は，社会教育法の精神に反していると言わざるを得ません。

公民館使用料の有料化は行うべきでなく，社会教育法の立場に立って，お金の心配なく，市民のだれもが利用できるよう，下記のとおり強く要望します。

記

- 1 公民館使用料の有料化を中止し，市内すべての公民館使用料を無料にすること。